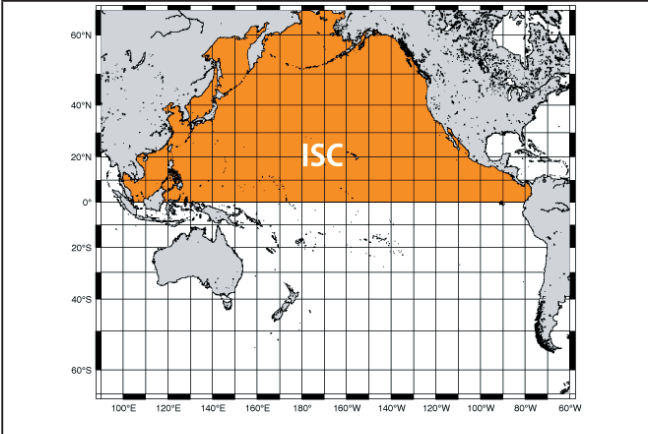
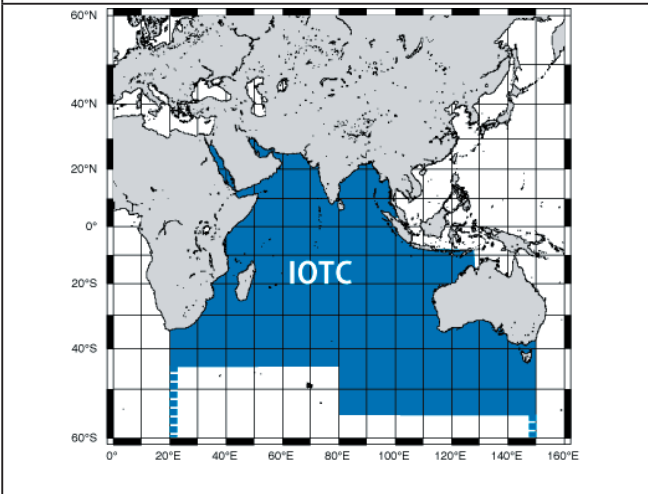
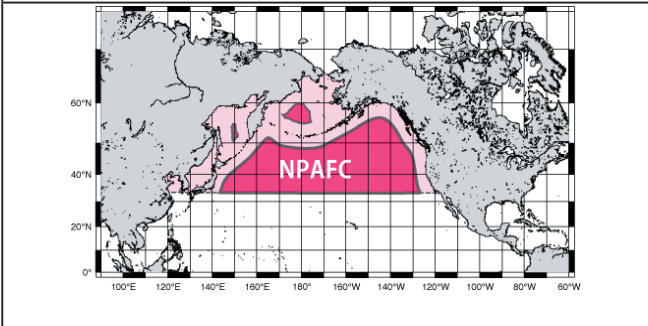
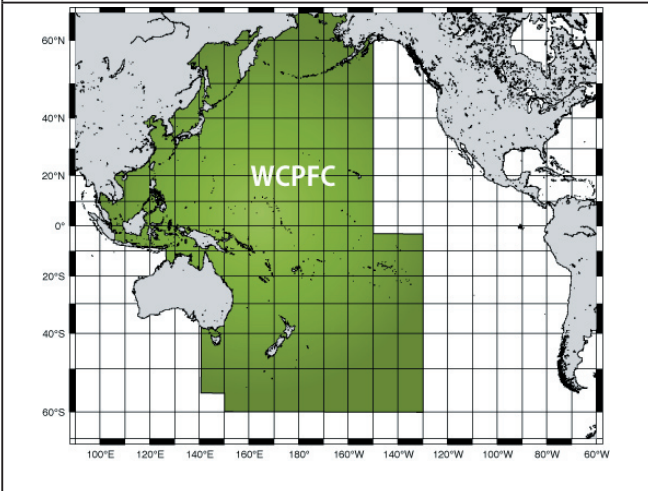


主な漁業管理機関の管轄海域 *

	<p>CCAMLR (http://www.ccamlr.org/)</p> <p>南極大陸に境界を持つ海域のうち、大陸より南に位置するか、大陸より北の海域で、南緯 50 度西経 50 度から初めて、東へ東経 30 度までたどり、そこから北へ南緯 45 度までたどり、そこから東へ東経 80 度までたどり、そこから南へ南緯 55 度までたどり、そこから東へ東経 150 度までたどり、そこから南へ南緯 60 度までたどり、そこから東へ西経 50 度までたどり、そこから北にたどる基線で囲まれる海域。</p>
	<p>CCSBT (http://www.ccsbt.org/)</p> <p>海域は定められていないが、ミナミマグロの回遊する海域が相当する。</p>
	<p>IATTC (http://www.iattc.org/)</p> <p>太平洋のうち北米・中米・南米に境界を持ち、さらに以下の 3 基線で区切られる海域。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 北米からのぼした北緯 50 度の緯線が西経 150 度の経線と交差するまで 2. 西経 150 度の緯線が南緯 50 度の経線の交差するまで 3. 南緯 50 度の経線から南米の海岸線まで。 <p>(※この区分は、未発効の Antigua Convention による。旧来の区分より南北に 10 度ずつ広がる。)</p>
	<p>ICCAT (http://www.iccat.int/)</p> <p>大西洋及びその付属海域。</p>

	<p>ISC (http://isc.ac.affrc.go.jp/)</p> <p>北太平洋。</p>
	<p>IOTC (http://www.iotc.org/)</p> <p>インド洋 (FAO 統計海区 51 及び 57) とその付属海のうち、南極前線 (南極収斂線) より北で、インド洋に來遊する高度回遊性魚類の保存と管理のために必要と考えられる海域。(ただし西の境界は FAO 統計海区より 10 度広くとられ、東経 20 度とし、ICCAT の管轄と区分けを行っている。)</p>
	<p>NPAFC (http://www.npafc.org/)</p> <p>北太平洋とその付属海のうち、北緯 33 度より北で、各沿岸国の 200 海里以遠の海域。</p>
	<p>WCPFC (http://www.wcpfc.int/)</p> <p>以下の定義で南と東の境界を定めた太平洋海域：オーストラリア南岸から東経 141 度の経線をたどり南緯 55 度に到達するまで；そこから東に南緯 55 度の緯線をたどり、東経 150 度に到達するまで；そこから南に東経 150 度の経線をたどり、南緯 60 度まで到達するまで；そこから東に南緯 60 度の緯線をたどり、西経 130 度に到達するまで；そこから北に西経 130 度の経線をたどり南緯 4 度に到達するまで；そこから西に南緯 4 度の緯線をたどり、西経 150 度に到達するまで；そこから北に西経 150 度をたどる。</p>

* : ここで示した海域図や説明文は、読者の便宜のために編集部で作成した物で、我が国や水産庁のいかなる見解をも示す物ではありません。